

## 古河市資材置場等の土地利用に関する指導要綱

令和3年12月23日

告示第290号

### (目的)

第1条 この告示は、市内に設置される資材置場等において、不適切な土地利用行為を未然に防止し、市民生活の安全確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 資機材 土石、再生資源、土木建築資材、車両、車両に関する部品その他これらに類する資機材をいう。
- (2) 資材置場等 屋外において、資機材を保管し、仮に置き、又は堆積する場所をいう。
- (3) 土地利用行為 資材置場等に資機材を保管し、仮に置き、又は堆積する行為（別表に掲げる行為を除く。）をいう。
- (4) 事業者 土地利用行為を実施するものをいう。

### (事業者の責務)

第3条 事業者は、土地利用行為を実施するに当たり、市民生活の安全確保及び生活環境の保全を図るため、自らの責任において必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、土地利用行為を実施するに当たり、資材置場等に隣接する土地の所有者、居住者及び使用者に事業の内容を説明するものとし、当該説明は、第5条第1項の届出の前に行うものとする。

### (指導指針)

第4条 市長は、事業者が土地利用行為を実施するに当たり、市民生活の安全確保及び生活環境の保全を図るために配慮すべき事項(以下「指導指針」という。)を別に定めるものとする。

### (事前協議)

第5条 事業者は、土地利用行為を実施しようとするときは、あらかじめ土地利用行為事前協議書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に届け出て、事前協議を行うものとする。

2 市長は、前項の事前協議においては、指導指針に基づき必要な調整又は助言を行うものとする。

3 事業者は、土地利用行為を実施するに当たっては、前項の調整又は助言を尊重するように努めなければならない。

（完了の通知）

第6条 市長は、前条に規定する事前協議を完了したときは、事業者に土地利用行為事前協議完了通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（土地利用行為の実施の届出）

第7条 前条の通知を受けた事業者は、土地利用行為を実施するときは、土地利用行為届出書（様式第3号）により市長に届け出るものとする。

（届出の変更）

第8条 事業者は、土地利用行為について、第5条第1項の届出の内容を変更（事業者のみを変更する場合は除く。）しようとするときは、土地利用行為変更事前協議書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に届け出て、事前協議を行うものとする。

2 市長は、前項の事前協議においては、指導指針に基づき必要な調整又は助言を行うものとする。

3 事業者は、土地利用行為を実施するに当たっては、前項の調整又は助言を尊重するように努めなければならない。

4 市長は、前項に規定する事前協議を完了したときは、土地利用行為変更事前協議完了通知書（様式第2号）により事業者に通知するものとする。

5 前項の通知を受けた事業者は、第1項の届出に係る土地利用行為を実施するときは、土地利用行為変更届出書（様式第3号）により市長に届け出るものとする。

6 事業者を変更しようとするときは、事業者変更届出書（様式第4号）により市長に届け出るものとする。

（廃止）

第9条 土地利用行為を廃止しようとするときは、土地利用行為廃止届出書（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

(調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、関係職員に土地利用行為の施行状況について調査させることができる。

(報告)

第11条 市長は、この告示の施行に必要な限度において、事業者に対し土地利用行為に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和4年1月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に実施する土地利用行為について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に実施している土地利用行為であって、施行日以後において引き続き実施するものについては、第5条から第7条までの規定を適用しない。この場合において、第8条第1項中「第5条第1項の届出の内容」とあるのは、「その内容」と読み替えるものとする。

別表（第2条関係）

1	国、地方公共団体又はこれらに類する団体が行う施設の設置若しくは管理又は事業の執行に係る行為
2	気象、海象、地象又は洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
3	放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為
4	道路法（昭和27年法律第180号）による道路の造設又は管理に係る行為
5	ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置又は管理に係る行為
6	電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物の設置又は管理に係る行為
7	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に規定する開発行為
8	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条に規定する電気通信事業者が行うその事業の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
9	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設又は管理に関する行為
10	茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例（平成28年茨城県条例第57号）の規定により届け出ているヤードに係る土地利用行為
11	工事現場内で行われる土地利用行為

